

# 野焼きは法律で原則禁止されています。

廃棄物（ごみ）の**野外焼却**は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「静岡県生活環境の保全等に関する条例」により一部の例外を除き、**禁止されています**。野外で燃やすと煙や悪臭ダイオキシンなどの有害物質が発生し近隣に迷惑をかけます。

## 【市に寄せられるご相談の例】

- 1 煙で窓を開けることができない。
- 2 煙で咳が止まらない
- 3 洗濯物が臭くなる
- 4 火災が発生しそうで心配

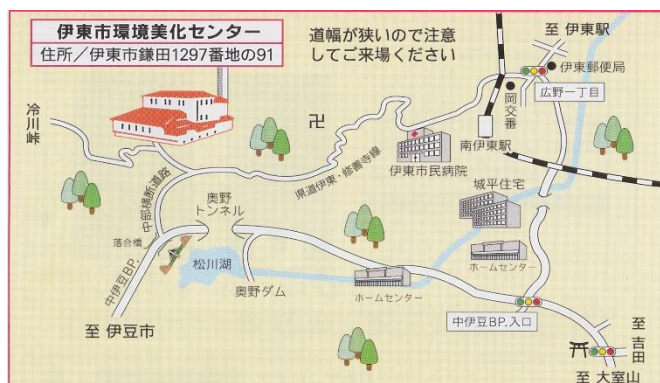


## 焼却の例外

1. 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却  
〈例〉・凍霜害防止のための稲わらの焼却  
・災害時における木くず等の焼却
2. 風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却  
〈例〉「どんど焼き」などの地域の行事における不要となった門松、しめ縄等の焼却
3. 農業、林業、漁業を営むためにやむをえないものとして行われる廃棄物の焼却  
〈例〉・農業者が行う稲わらの焼却、林業者が行う伐採した枝条の焼却  
・漁業者が行う漁網に付着した海産物の焼却
4. たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

## ※ 剪定枝等の捨て方について

- 庭木の剪定枝・草等や木くず等は、長さ50cm以下、太さ10cm以下に切断して指定ごみ袋に入れてごみステーションに出してください。
- 可燃ごみを多量に搬入する場合や剪定枝等が上記の長さ、太さに切断できない場合は、事前に環境美化センターへご連絡ください。



伊東市環境美化センター

住所 伊東市鎌田1297-91

TEL 0557-38-0530 (直通)

受付時間

8:30~12:00

13:00~16:00

月曜日~金曜日 (祝日の火・木は除く)

## ごみの焼却関係法令

### ※ 焼却禁止（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 16 条の 2）

何人も、次に掲げる方法による場合を除き廃棄物を焼却してはならない。

- 1 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- 2 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 3 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

### ※ 屋外における燃焼行為の制限（静岡県生活環境の保全等に関する条例第 100 条）

- 1 事業者は、燃焼の際ばい煙、悪臭等を発生するおそれのある**ゴム、合成樹脂、油、紙、木材**その他の規則で定める物を規則で定める基準によらず、屋外において燃焼させてはならない。ただし、規則で定める燃焼行為は、この限りでない。
- 2 事業者以外の者及び前項ただし書の燃焼行為を行う事業者は、前項に定める物を屋外においてみだりに燃焼させてはならない。

## 焼却の方法

### ※ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 3 条第 2 号イの規定に基づき環境大臣の定める焼却の方法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 1 条の 7）

- 1 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼室において発生するガス（以下「燃焼ガス」という。）の温度が摂氏八百度以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること。
- 2 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。
- 3 燃焼室内において廃棄物が燃焼しているときに、燃焼室に廃棄物を投入する場合には、外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること。
- 4 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。
- 5 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。

## 罰 則

違法に廃棄物の焼却を行った人や会社には、罰則の適用がなされる場合があります。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 25 条、第 32 条）

### 【罰則】

5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金または併科

法人にあつては、3億円以下の罰金

※未遂であっても罰則の対象となります。